

# 山梨県公報

号外第二十五号

令和六年

十月二十一日

月 曜 日

## 目次

### 条 例

- 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………二

## 条例のあらまし

- 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(条例第五十五号)(県民生活総務課)
- 県立やまなし地域づくり交流センターの運営の在り方の見直しに伴い、次の改正を行うこととした。
    - 県民が交流及び連携を図るための催し及び講座の開催等について、指定管理者による運営から、県による直接運営とする。
    - 施設の利用について、利用料金制度から使用料に改める。
    - その他一部直接運営への移行のための整備を行う。
  - この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例(条例第五十六号)(衛生業務課)
- 大麻取締法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
    - 手数料の名称中「大麻取扱者」を「大麻草採取栽培者」に改める。
    - 大麻取締法の条項又は用語を引用する規定を整理する。
  - 附則において、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日前に行うことができることとされた大麻草採取栽培者の免許の申請の手数料を定めることとした。
  - この条例は、改正法の施行の日(令和六年十二月十二日)から施行する。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

## 条 例

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第五十五号

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例(令和二年山梨県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条及び第十条を削る。

第八条に次の二項を加える。

3 第一項の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げる。

第四条中「掲げる業務」の下に「(第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、当該業務の全部又は一部)」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 会議室、多目的ホール及びコワーキングスペースを一般の使用に供する業務

第四条第四号及び第五号を削り、同条第六号中「前各号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条を第五条とする。

第三条中「山梨県立やまなし地域づくり交流センター(以下「センター」という。)」を「センター」に改め、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。(事業)

第三条 山梨県立やまなし地域づくり交流センター(以下「センター」という。)においては、センターの設置の目的を達成するために必要な事業を行う。

第十一条(見出しを含む。)中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「指定管理者」を「知事」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「(使用料の減免)」に改め、同条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」を「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一号中「第四条各号」を「第五条各号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とし、同条を第十二条とする。

第十四条第一項中「第三条」を「第四条」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条

第二項中「第六条第二項及び第七条ただし書」を「第七条第二項及び第八条ただし書」に改め、同条第三項中「第八条及び第九条」を「第九条第一項、第二項及び第四項」に、「第八条第一項」を「同条第一項」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第八条第一項及び第十条第一項」を「第九条第一項」に、「第八条第一項」を「同項」に、「ならない。ただし」を「ならない。ただし」に改め、「と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」を削り、同項を同条第四項とし、同条を第十三条とする。

第十五条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二号中「第九条」を「第九条第四項」に改め、同条を第十四条とする。

第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。  
別表中「第十条、第十四条関係」を「第九条関係」に改め、同表第一号の表備考中「利用料金の限度額」を「使用料の額」に改め、同表第二号の表に備考として次のように加える。

備考 一月を単位として利用する場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定に基づきワークスペースの所在地を住所とする法人の設立又は住所の変更の登記をすることその他規則で定める行為を行うときは、一月当たり五、一〇〇円を加算する。

**附則**

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第五十六号**

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の四の項中「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に、「大麻取扱者免許の」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に、「大麻取扱者免許申請手数料」を「大麻草採取栽培者免許申請手数料」に改め、同表五の項中「大麻取締法第十条第五項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第六条第三項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者の」に、「大麻取扱者登録変更手数料」を「大麻草採取栽培者登録変更手数料」に改め、同表六の項中「大麻取締法第十条第六項」を「大麻草の栽培の規制に関する法律第七条第三項」に、「大麻取扱者免許証の」を「大麻草採取栽培者の免許証

の」に、「大麻取扱者免許証再交付手数料」を「大麻草採取栽培者免許証再交付手数料」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十四号。次項及び附則第三項において「改正法」という。）の施行の日（令和六年十二月十二日）から施行する。ただし、同項及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正法附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において同項に規定する大麻栽培者及び大麻研究者が納付する改正法第一条の規定による改正前的大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十条第五項の規定に基づく大麻取扱者の登録事項の変更及び同条第六項の規定に基づく大麻取扱者免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の山梨県手数料条例別表第二の五の項及び六の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（準備行為に係る手数料の納付等）

3 この条例の施行の日前に改正法附則第六条の規定により改正法第一条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第五条第一項の規定に基づく大麻草採取栽培者の免許の申請をしようとする者は、施行前大麻草採取栽培者免許申請手数料として六千七百円を納付しなければならない。

4 山梨県手数料条例第四条、第五条本文及び第六条の規定は、前項の施行前大麻草採取栽培者免許申請手数料について準用する。